

青森県教育委員会第854回定例会会議録

1 期 日 令和2年3月25日(水)

2 開 会 午後3時

3 閉 会 午後3時55分

4 場 所 教育庁教育委員会室

5 議事目録

報告第1号 新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業について

報告第2号 議案に対する意見について

議案第1号 「学校における働き方改革プラン」について・・・・・・・・・・原案決定

議案第2号 青森県文化財保存活用大綱について・・・・・・・・・・原案決定

議案第3号 特別史跡三内丸山遺跡整備計画について・・・・・・・・・・原案決定

議案第4号 青森県文化財保護審議会委員の人事について・・・・・・・・・・原案決定

議案第5号 青森県県費負担教職員の人事評価に関する規則及び青森県立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則案について・・・原案決定

議案第6号 青森県立学校学則の一部を改正する規則案について・・・・・・原案決定

議案第7号 社会教育主事の派遣に関する規則を廃止する規則案について・原案決定

そ の 他 職員の懲戒処分の状況について

6 出席者等

・出席者の氏名

和嶋延寿(教育長)、豊川好司、町田直子、中沢洋子、野澤正樹

・欠席者の氏名

杉澤廉晴

・説明のために出席した者の職

佐藤教育次長、三戸教育次長、佐藤教育政策課長、赤尾職員福利課長、長内学校教育課長、早野教職員課長、高橋学校施設課長、葛西生涯学習課長、谷地村スポーツ健康課長、佐藤文化財保護課長、古川高等学校教育改革推進室長

・会議録署名委員

町田委員、野澤委員

・書記

小関英規、藤田真希也

7 議 事

報告第1号 新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業について

(長内学校教育課長)

新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業について御報告する。

資料の1ページ、参考資料1ページを御覧いただきたい。

まず、1 経緯については、去る2月28日、文部科学事務次官から新型コロナウイルス感染症対策のため、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等の設置者に対し、学校保健安全法第20条に基づく臨時休業を要請する通知があった。

2 文部科学事務次官の通知を踏まえた対応については、県教育委員会として、子どもたちの健康・安全を第一に考え、新型コロナウイルスへの感染防止の観点から、県立学校において、3月3日から学年末休業日までの間の一斉臨時休業の措置を講じることとし、教育長名で各県立学校の校長に通知した。

この通知には、3 一斉臨時休業期間中の学校の対応について取りまとめた資料を添付し、具体的には、卒業式については感染防止に留意しながら行うこと、幼児児童生徒との連絡体制を確立すること、特別支援学校の幼児児童生徒について、福祉サービスの利用ができないなど居場所が確保できない場合は、必要な感染防止対策を行った上で登校させる等の配慮を行うことなどとしている。

なお、この通知の内容については、各市町村教育委員会に情報提供し、児童生徒に対して休業期間中の学習支援の措置を講じることや、居場所を確保できない幼児児童生徒に対する特別支援学校の取扱いを参考とすることなどをお願いしたほか、国立、私立の各小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校にも情報提供している。

資料の2ページ、参考資料9ページを御覧いただきたい。

4 県立高等学校入学者選抜の対応については、入学者選抜及び再募集の学力検査は予定どおり実施すること、面接及び作文は実施しないこと、実技検査は当該学科を第一志望としている者のみ実施することとしたほか、新型コロナウイルス感染症により、入学者選抜の学力検査等を実施することができなかった者が不合格になった場合に、出願先の学力検査を改めて受検する機会を確保するため、追検査を実施することとした。

この内容を基に、入学者選抜は学力検査等を3月10日、合格者発表を3月16日に、再募集は学力検査等を3月19日、合格者発表を3月23日に実施している。

なお、追検査については、対象となる者がいなかったため、実施していない。

参考資料13ページを御覧いただきたい。

5 一斉臨時休業期間中の分散登校については、県立高等学校において、新年度に向けて生徒の指導を適切に行う観点から、3月23日から一斉臨時休業が終了するまでの間、ホームルーム又は学年等の単位で出校させて、一斉指導を行う機会、いわゆる分散登校を、各学校の判断により設けることができることとした。分散登校による指導内容は、各校が生徒の実情等を踏まえて判断することになるが、学習状況の確認や学習支援、生徒の心身の健康状況の確認、臨時休業期間中の生活上の注意、年度末及び年度始めに関する事項の連絡及び指示等を想定している。

追加で配布している、資料（令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について）を御覧いただきたい。

6 教育活動の再開等については、昨日、文部科学事務次官から令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について通知があった。

この通知は、3月19日に公表された「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」を踏まえ、3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人々が密集、近距離での会話や発声）が重なることを徹底的に回避する対策を示すなど、新学期からの学校再開に向けた考え方や留意事項等をまとめたものとなっている。

この通知を踏まえ、県立学校について、万全の感染対策を講じた上で令和2年度新学期から教育活動を再開する方向で通知したいと考えているが、日々状況が変化していることを踏まえ、県の危機対策本部及び保健衛生部局と情報共有するとともに、助言を得ながら、適切に対応を進めていきたいと考えているところである。

(町田委員)

教育活動の再開に伴い、入学式や始業式の行事の日程はいつ頃になるのか。また、その対策をどのように講じるのか伺いたい。

(長内学校教育課長)

国の通知にもあるように感染予防の対策を十分に講じた上で、各学校の行事予定どおり進めるようお願いしている。なお、日々状況が変化していることから、特別な対応が必要となる場合はその都度通知するものである。

(野澤委員)

教育委員会において新型コロナウイルス感染症対策を講じる度に、連絡や報告があったものであるが、本日、改めて詳細な対応について確認した。このような対応を学校の教職員間で情報共有するとともに、保護者等へ周知することが大事であるとする。各学校において、保護者等にどのように周知しているのか伺いたい。

(谷地村スポーツ健康課長)

保護者等への感染症対策等の周知や連絡については、各学校のメールシステムを活用するなどの方法により行っている。今後も継続して周知するようお願いしていく。

(野澤委員)

今後も状況に応じて、万全の体制でスピード感を持ちながらも丁寧な対応を続けていただきたい。

(中沢委員)

県内においても、新型コロナウイルス感染症が発生し、子どもや保護者が不安になっていると思う。教育活動を再開するとのことであるが、部活動も再開となるのか伺いたい。

(谷地村スポーツ健康課長)

教育活動が再開されることに伴い、部活動も再開されることになると思うが、感染防止対策を講じた上で実施してもらえればと考えている。

(中沢委員)

再開に伴う教育環境の整備として、手や指の消毒剤やマスクの配布を考えているのか伺いたい。

(谷地村スポーツ健康課長)

マスクについては、ご存じのように手に入りにくい状況であるため、県教育委員会で準

備することが難しいことから、各家庭において準備をしていただきたいと思っているが、マスク以外の手や指の消毒剤、消毒する際のゴーグルや防護服等を各学校に配布する予定である。また、感染症が発生し施設を消毒する必要が生じた場合のふきんや消毒剤等を教育委員会内に蓄えておくこととしている。

(豊川委員)

新型コロナウイルス感染症について、私は自然にある微生物に対して、人類がこれまで積み上げてきた科学の英知で乗り越えなければならない事件であると感じている。経験したことのない難しい局面の中での教育活動再開に向けて、子どもたちが安心して学べる環境とするために最悪の事態を想定した対応が必要だと思っている。子どもや家庭への配慮については、大人たちの力量が試されているので、教育委員会の皆様におかれてはお疲れのところと思うが、専門家と一緒に、さらに適切な判断を行って冷静に十二分な対応をお願いしたい。

(町田委員)

生徒や保護者は、教育活動の再開について、不安な気持ちがあると思う。学校から保護者に対し、新型コロナウイルス感染症の予防対策の周知や学校への連絡体制の確認をしつかりと行い、不安を和らげた上で進めていただきたい。

(教育長)

新型コロナウイルス感染症への対応については、初めての経験である。委員の皆様からいただいた意見を踏まえ適切に対応していきたい。子どもたちや保護者の不安を取り除く十分な配慮という意見がありましたので、教育委員会として十分に意を用いて対応していく。

(教育長)

他に何か質問、意見はあるか。なければ報告第1号については、青森県教育委員会として了解した。

報告第2号 議案に対する意見について

(佐藤教育次長)

議案に対する意見について、御報告する。

資料の3ページを御覧いただきたい。

この度の案件は、県議会第301回定例会に提出された一般会計予算案5件及び条例案3件の計8件の議案について、知事から意見を求められたものであるが、緊急を要するため、青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、原案に同意することとして処理したので、同条第2項の規定により御報告するとともに、同意した議案の内容について御説明する。

参考資料15ページを御覧いただきたい。

まず、「令和2年度青森県一般会計予算案（教育委員会所管分）」についてであるが、教

育委員会関係の予算総額は、1,292億2,614万3千円となる。これを令和元年度当初予算と比較すると、2億221万8千円の減、率にして、0.2パーセントの減となっている。

参考資料16ページ及び17ページを御覧いただきたい。

青森県教育振興基本計画に基づき、本県教育を取り巻く重要課題の解決に向けて取り組む主要な施策を明らかにするため、「施策の柱」を設定し、取組の重点化を図り、市町村教育委員会、県立学校、小・中学校、その他関係機関や団体の協力を仰ぎたいと考えている。令和2年度は、「学ぶ意欲の向上と主体的に探究する人づくり」、「あおもりを理解し地域で活躍する人づくり」、「子どもを守り支える安全・安心な教育環境づくり」、「スポーツの振興と文化財の保存・活用」の4つを施策の柱に据え、「教育は人づくり」という視点の下、新しい時代を主体的に切り拓く人づくりに取り組んでいく。

続いて、条例案について御説明する。

まず、「青森県学校職員定数条例の一部を改正する条例案」についてである。これは、学校職員定数を高等学校、特別支援学校及び小・中学校合わせて、11,910人から、84人減の11,826人に改めるものである。この条例は、令和2年4月1日から施行するものである。

次に、「青森県営スケート場条例の一部を改正する条例案」について御説明する。これは、県営スケート場に新設するスポーツライミング施設の使用料を定めるためのものである。この条例は、教育委員会規則で定める日から施行するものである。

参考資料18ページを御覧いただきたい。

「任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例案」についてである。これは、これまで高度の専門的な知識経験のある者を業務に従事させる場合に限っていた任期付職員の採用に加え、新たに一定の期間内に業務の終了が見込まれる場合等における任期付職員の採用について、必要な事項を定めるものである。この条例は、令和2年4月1日から施行するものである。

参考資料20ページを御覧いただきたい。

次に、「令和元年度青森県一般会計補正予算（第3号）案（教育委員会所管分）」についてであるが、今回の補正予算は、国の補正予算を踏まえて実施する県立学校の情報教育の推進及び施設設備の整備に要する経費として、20億8,066万4千円を計上している。これを既決予算額と合計すると、補正後の歳出予算額は、1,304億7,940万7千円となっている。

参考資料21ページを御覧いただきたい。

次に、「令和元年度青森県一般会計補正予算（第4号）案」についてであるが、今回の補正予算の歳出予算額は、14億9,470万3千円の減額となっており、これを既決予算額と合計すると、補正後の歳出予算額は、1,289億8,470万4千円となる。

「令和元年度青森県一般会計補正予算（第5号）案」についてであるが、今回の補正予算の歳出予算額は、487万円の増額となっている。これを既決予算額と合計すると、補正後の歳出予算額は、1,289億8,957万4千円となる。

最後に、「令和2年度青森県一般会計補正予算（第1号）案」についてであるが、今回の補正予算の歳出予算額は、1,113万2千円の増額となっている。これを先程御説明した当初予算額と合計すると、補正後の歳出予算額は、1,292億3,727万5千円となる。なお、計上した歳出予算の主な事業等については、参考資料のとおりとなる。

また、これらの議案については、先の県議会において原案どおり可決されている。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ報告第2号については、青森県教育委員会として了解した。

議案第1号 「学校における働き方改革プラン」について

(早野教職員課長)

「学校における働き方改革プラン」について御説明する。

本プランは、本県の学校における働き方改革を推進するため、定めるものである。概要版を作成しているので、参考資料の23ページを御覧いただきたい。まず「プランの位置付け」であるが、本プランは県教育委員会が実施する「学校における働き方改革」に向けた目標や取組内容等を示すとともに、市町村教育委員会においても取り組んでほしい内容を示すものである。

また、「学校における働き方改革」に係る基本方針等を策定していない市町村教育委員会に対し、本プランを参考に策定を促すものである。「本県の学校における働き方改革の目的」としては、「教職員の健康保持、仕事と生活の充実」と「教育の質の維持・更なる向上」を掲げ、令和2年度から令和4年度までの3年間で、本プランに基づく取組を進めていきたいと考えている。「目標等」については、令和2年1月に文部科学省が定めた指針と同様に、県立学校の教育職員の時間外勤務時間の上限時間を、原則として、「1箇月45時間以内、1年間360時間以内」とすることとし、その達成に向けて、県立学校における時間外勤務時間の25%減を目標とするとともに、市町村における取組を推進するため、全市町村において基本方針等を策定することを目指すものである。「取組内容」としては、教育委員会における取組と学校における取組をそれぞれ示している。教育委員会における取組としては、「働きやすい環境を構築するための方策」、「部活動による負担を軽減するための方策」、「成績処理、その他の事務処理を効率化するための方策」等を示すほか、学校における取組としては、これらの方策に加えて「会議・打合せを効率化するための方策」や「学校行事の負担を軽減するための方策」を示すものである。このほか、本プランでは、県教育委員会が市町村教育委員会に対して助言や情報提供等を行って支援することや、教職員定数の改善に向けて国への働きかけを行うこと、保護者・地域等の理解・協力を得ながら取組を推進していくことなどを盛り込んでいる。

なお、本プラン及び概要版については、ホームページで公表することとしている。

(野澤委員)

具体的な数値目標や項目で分かりやすくなっている。教育委員会における取組と学校における取組について、市町村が理解できるように丁寧に進めていただきたい。ホームページで働き方改革プランを閲覧することができるので、すぐにでも発信していただきたい。

(教育長)

他に何か質問、意見はあるか。なければ議案第1号は、原案のとおり決定する。

議案第2号 青森県文化財保存活用大綱について

(佐藤文化財保護課長)

青森県文化財保存活用大綱案について御説明する。

参考資料は24ページを御覧いただきたい。

本大綱は、平成31年4月の文化財保護法の改正により、都道府県においては文化財の保存・活用に関する総合的施策の大綱を策定できるとされたことを受け、本県全体の文化財の保存・活用に関する基本的な方向性を明確化し、県内における各種の取組を進めていく上での共通の基盤とすることを目的に策定するものである。大綱の策定に当たっては、青森県文化財保護審議会委員、市町村教育委員会職員、有識者等による策定委員会を組織して検討を重ねるとともに、関係機関等への意見照会や文化庁の指導を経て原案を作成したものである。大綱の記載事項については、国の指針に項目が示されていることから、これに準拠した内容としている。序章では、大綱策定の背景と目的、大綱と青森県基本計画や青森県教育振興基本計画との関係、計画上の位置付けなどを記載している。第1章では、気候や風土、歴史概要などの本県の特徴及び本県文化財の特徴を紹介するとともに、本県の文化財の保存・活用について、課題や求められる施策等を踏まえた今後の目指すべき方向性や将来像など、基本的な方針について記載している。第2章では、第1章でまとめた基本的な方針に基づき、文化財の保存・活用について、県が主体となって行っていく各種の取組について記載している。

参考資料の25ページを御覧いただきたい。

第3章では、市町村の現状と課題を踏まえ、県の役割を示すとともに、市町村が行う文化財の保存・活用に関する取組への支援等について記載している。第4章では、災害に備えた県の危機管理体制や、災害発生時における対応、日常的な防災・防犯に関する取組等について記載している。第5章では、文化財担当部局や関係部局の体制、関係機関の設置状況、今後の体制整備の方針等について記載している。このほか、付属資料として、「国・県指定等文化財一覧」等を掲載している。

参考資料の26ページを御覧いただきたい。

令和2年1月10日から2月8日までの30日間で、パブリック・コメントを募集した。この結果、1者から9件の意見が提出され、これらを検討した結果、意見に基づき文章修正等を行ったものが4件、反映困難としたものが5件となっている。これらの意見の内容及び県の考え方については、参考資料の27ページから28ページまでのとおりである。

なお、パブリック・コメントの結果及び青森県文化財保存活用大綱については、本定例会で決定後、県ホームページで公表することとしている。

(野澤委員)

文化財については、保存するものというイメージが強い。この大綱においては、「保存」、「活用」という表記がある。「活用」の取組としては、文化財の持つ価値を学びながら、かつ、人口減少という課題もあるため、人づくりにつながるような取組をしていただきたい。

(教育長)

他に何か質問、意見はあるか。なければ議案第2号は、原案のとおり決定する。

議案第3号 特別史跡三内丸山遺跡整備計画について

(佐藤文化財保護課長)

特別史跡三内丸山遺跡整備計画案について概要版を使用して御説明する。

参考資料の31ページを御覧いただきたい。

三内丸山遺跡では、平成6年の保存決定からこれまで20年以上にわたり、縄文時代の“むら”のたたずまいを体感できる復元建物や植生などの整備、遺跡や縄文文化に関する調査・研究、出土品を保存・展示するための施設の整備等を進めてきた。この間、平成9年に史跡指定、平成12年に特別史跡の指定を受けたほか、平成17年からは「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界文化遺産登録に向けた取組が進められ、さらに、平成31年4月には縄文時遊館と遺跡を合わせて三内丸山遺跡センターを開所すると同時に観覧を有料化するなど、遺跡を取り巻く環境は大きく変化してきている。このような中、平成29年度に定めた三内丸山遺跡保存・活用の取組方針に基づき、遺跡の更なる魅力づくりを進めるために作成した「特別史跡三内丸山遺跡整備計画案」は、過去の計画の理念等を継承しつつ、三内丸山遺跡史跡整備検討委員会での検討結果を基に、今後10年間に行う三内丸山遺跡の基本的な整備内容を取りまとめたものである。

参考資料33ページを御覧いただきたい。

第3章整備計画にあるとおり、本計画では、現状と課題を踏まえ、(1)老朽施設の修繕・更新及び史跡保全対策の実施、(2)基本計画で予定されていた整備の実施、(3)新たな調査成果の整備への反映について取り組むこととしている。具体的な整備内容は参考資料の34ページ以降に記載があるが、例としては、

- (1) 史跡保全等のため、史跡西側崖部の遺跡保護のための法面工事
- (2) 基本計画で予定されていた大人の墓等の整備
- (3) 発掘調査成果である環状配石墓の整備

などを予定している。

参考資料の38ページを御覧いただきたい。

先ほども御説明したとおり、10年という長期間にわたる事業となるので、必要に応じてスケジュールの見直しを行うなどにより、着実に整備を進めることとしている。

参考資料39ページは、整備が完成した10年後の予想図となっている。

これらの整備を進めることにより、縄文遺跡群の世界文化遺産登録とその後を見据え、遺跡の保護に適切に対応し、将来へ着実に守り伝えていくとともに、遺跡の魅力づくりを進め、多くの来場者に足を運んでいただけるよう努めて参りたいと考えている。

なお、特別史跡三内丸山遺跡整備計画については、本定例会で決定後、ホームページで公表することとしている。

(野澤委員)

時代の変化に応じた情報発信や更なる三内丸山遺跡の整備を進めていただきたい。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ議案第3号は、原案のとおり決定する。

議案第4号 青森県文化財保護審議会委員の人事について

(佐藤文化財保護課長)

文化財保護法及び青森県文化財保護審議会条例の規定に基づき委嘱又は任命している青森県文化財保護審議会委員の任期が、令和2年4月8日をもって満了となるので、委員14名を委嘱又は任命するものである。詳細は、参考資料を御覧いただきたい。

今回委嘱又は任命する委員のうち、新任は県技芸担当としての下田雄次氏、記念物の生物担当としての岡田あゆみ氏の2名で、岡田俊治氏ほか12名は再任である。

なお、委員の任期は、令和2年4月9日から令和4年4月8日までの2年間である。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ議案第4号は、原案のとおり決定する。

議案第5号 青森県県費負担教職員の人事評価に関する規則及び青森県立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則案について

(早野教職員課長)

青森県県費負担教職員の人事評価に関する規則及び青森県立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則案について御説明する。

この度の改正は、地方公務員法の一部改正に伴い、新たに一般職の非常勤職員である「会計年度任用職員」が設けられることから、学校に置く会計年度任用職員を人事評価の対象に加えることとし、所要の整備を行うため提案するものである。概要としては、市町村立学校及び県立学校に置く会計年度任用職員を人事評価の対象に加えるとともに、評価者及び調整者について規定するなど、所要の整備を行うものである。

また、改正後の規則は、令和2年4月1日から施行するものである。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ議案第5号は、原案のとおり決定する。

議案第6号 青森県立学校学則の一部を改正する規則案について

(早野教職員課長)

青森県立学校学則の一部を改正する規則案について御説明する。

この度の改正は、新たな県立黒石高等学校の設置及び県立名久井農業高等学校等の学科の廃止に伴う所要の整備を行うため提案するものである。概要の1点目としては、県立黒石高等学校と県立黒石商業高等学校を統合し、新たに県立黒石高等学校を設置するもので

ある。2点目としては、県立名久井農業高等学校の園芸科学科、県立十和田工業高等学校の電子機械科及び県立むつ工業高等学校の電子科を募集停止するものである。

また、改正後の規則は、令和2年4月1日から施行するものである。

なお、県立名久井農業高等学校の園芸科学科、県立十和田工業高等学校の電子機械科及び県立むつ工業高等学校の電子科は、改正後の規定にかかわらず、この規則の施行の日の前日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものである。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ議案第6号は、原案のとおり決定する。

議案第7号 社会教育主事の派遣に関する規則を廃止する規則案について

(葛西生涯学習課長)

社会教育主事の派遣に関する規則を廃止する規則案について御説明する。

1の提案理由であるが、市町村教育委員会等への社会教育主事の派遣を本年3月末をもって全て終了することに伴い、社会教育主事の派遣に関する規則を廃止するため提案するものである。2の概要であるが、本県では、市町村における社会教育の活性化、学校教育と社会教育との連携推進等を目的として、昭和43年度から、希望する市町村教育委員会等に対して社会教育主事を派遣してきたが、市町村における生涯学習・社会教育推進体制の充実や、学校と地域の連携に対する理解の浸透の状況等を踏まえ、昭和58年度以降、順次、社会教育主事の派遣を終了し、平成27年度以降は、公立小川原湖青年の家を所管する上北地方教育・福祉事務組合教育委員会に対してのみ派遣していた。この度、公立小川原湖青年の家における派遣廃止後の運営体制が整い、今年度末で市町村教育委員会等への派遣を全て終了することから、社会教育主事の派遣について規定している当該規則を廃止するものである。

なお、施行期日は、令和2年4月1日である。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ議案第6号は、原案のとおり決定する。

その他 職員の懲戒処分の状況について

(早野教職員課長)

2月1日から3月24日にかけて行った職員に対する懲戒処分は4件であるが、社会的影響が大きい事案3について、その概要を御説明する。

この事案は、上北地域の高等学校の非常勤職員が、令和元年5月15日、おいらせ町内のドラッグストアにおいて、ドリンク剤5本を窃取したものであり、当該職員に対して停

職 3 月の懲戒処分を行ったものである。

なお、当該職員は、処分日と同日付けで辞職している。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ、職員の懲戒処分の状況については、青森県教育委員会として了解した。